社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項第一号ハ中「商号」の下に「（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下この号において同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）であるときは、その旨を含む。）」を加え、同号ル中「又は受託者」を削り、「名称」の下に「（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加え、同号ヲ中カをヨとし、同号ワ中「場合」の下に「又は受託者が運用に係る権限を委託する場合」を加え、同号中ワをカとし、同号ヲ中「ル」の下に「又はヲ」を加え、同号ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

第四十六条の表第二十三条第二項の項中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○内閣府・財務省令第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令

（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第一条　銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第三条第二項中「第十六条の二第一項第五号」を「第十六条の二第一項第七号」に改める。

（長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第二条　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第三条第二項中「第十三条の二第一項第五号」を「第十三条の二第一項第七号」に改める。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第三条　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五十四条の二十三第一項第四号」を「第五十四条の二十三第一項第六号」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第二区分の項及び同条第二項の表第二区分の項中「から第二十号まで」を「から第二十二号まで」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○内閣府・財務省・厚生労働省令第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

総理府
労働省

第二条第一項の表第二区分の項及び同条第二項の表第二区分の項中「から第二十一号まで」を「から第二十三号まで」に、「から第十九号まで」を「から第二十一号まで」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○内閣府・財務省・農林水産省令第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十四条の二第三項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十三条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令及び水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令及び水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

（農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第一条　農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵・農林水産省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第二区分の項及び同条第二項の表第二区分の項並びに第三条第一項の表第二区分の項及び同条第二項の表第二区分の項中「第十条第六項各号」を「第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同条第六項各号」に改める。